

桶川市フィルムコミッション同意事項

ロケーション撮影（以下「ロケ撮影」という。）の支援を受けようとする者（以下「撮影者」という。）は、桶川市フィルムコミッション（以下「当団体」という。）に撮影支援を依頼する際、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

-
-
- | | |
|--|---|
| 1 撮影者の義務 | を含む適切な措置をとるものとする。 |
| (1) 撮影者は、当団体との連絡にあたる担当者を明確にするものとする。 | (3) 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、撮影者が適切な措置をとらないと当団体が判断したときは、撮影者は当団体の指示に従い、直ちに撮影等を中止するものとする。 |
| (2) 撮影者は、自己の責任においてロケ撮影及びその他の活動（以下「撮影等」）を実施するものとする。 | (4) 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、撮影者は、当団体に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとする。 |
| (3) 撮影者は、当団体がフィルムコミッション事業を行う上で必要な協力又は作業を行うものとする。 | |
| 2 事故等の防止 | 3 保険 |
| (1) 撮影者は、撮影等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故を防止するように努めるものとする。 | (1) 撮影者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとする。 |
| (2) 撮影者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報 | (2) 撮影者は、当団体が紹介したエキストラ、出演者、スタッフ |

その他撮影等に参加する者（以下「参加者等」という。）を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとする。

- (3) 撮影者は、当団体の求めがあったときは、保険証書の写しその他撮影者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を当団体に提出するものとする。

4 現地における調整

- (1) 撮影者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等との協議を行うものとし、指示があったときは、その指示を遵守するものとする。

- (2) 撮影者は、撮影等を行うにあたり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の住民等の迷惑となる行為を行う必要があるときは、事前に説明会を実施するなど当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

- (3) 撮影者は、撮影等現場に観衆が集まった場合又は集まることが予想される場合には、必要とされる警備及び交通整理を行うものとする。

- (4) 撮影者は、撮影等に用いる施設等を保全し、損害を与えないように努めるものとする。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前に当該施設の管理者等の承諾を得るものとする。

5 第三者との関係

- (1) 当団体が紹介した参加者等について、撮影者の責任において誘導及びスケジュール管理を行うものとする。

- (2) 撮影者は、当団体から撮影等に関連する業者、団体及びその他の第三者（以下「関係者等」という。）並びに施設の紹介を受けたときは、当該関係者等と撮影者の交渉結果を遅滞なく当団体に報告するものとする。

- (3) 撮影者は、当団体が撮影者に紹介した関係者等との間で行う

契約の締結その他の取引は、全て撮影者が自己の責任において行うものであることを理解し、当該契約を遵守するものとする。

6 計画

(1) 撮影者は、撮影内容の詳細、撮影スケジュールその他撮影等の支援に必要な資料を当団体の求めに応じて事前に当団体へ提出するものとする。

(2) 撮影者は、当団体に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当団体へ通知するものとする。

7 原状回復等

(1) 撮影者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復し、かつ清掃するものとする。

(2) 撮影者は、撮影等が終了した後速やかに、当団体に撮影等の終了を報告するものとする。

8 ロケ撮影の支援の実行

(1) 当団体は、撮影者が求める支援を実行するよう努めるものとする。

(2) 具体的な支援の実行にあたっては、撮影者と当団体は必要な事項について誠実に協議するものとする。

9 損害賠償

(1) 撮影者は関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、当該損害を法に則って賠償するとともに、撮影者の責任で当該第三者に適切に対処し、当団体に累を及ぼさないものとする。

(2) 撮影者によって当団体に損害が生じた場合、撮影者は、当団体に対してかかる損害を賠償するものとする。

10 免責

(1) 当団体は、無償で撮影者の撮影等に協力するものであり、撮影者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとする。

(2) 撮影者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとし、当団体は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとする。

(3) 撮影者は、支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分な支援の成果が得られない可能性をあることを理解し、承諾するものとする。

(4) 当団体は、支援の成果が撮影者にとって十分でないことについて責任を負わないものとする。

(5) 当団体は、撮影等の内容によっては、支援を実行できない場合があるものとする。このことについて、当団体は一切の責任を負わないものとする。

(6) 撮影者が当団体の支援に必要な協力もしくは作業を行わず、又は当団体の要請に応じない場合には、当団体は支援を実行しないことについて責任を負わないものとする。

(7) 当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者等と撮影者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとする。

1 1 広報

(1) 撮影者に対し、当団体が作品の情報を本市の広報等に用い

ることについて求めがあったときは、撮影者は広報等への活用の協力を努めるものとする。

1 2 要請事項

(1) 当団体は、撮影者に対し、次に掲げる事項の要請をし、撮影者が要請に応じない場合には、当団体は支援を実行しないことができる。

ア 当団体による撮影等現場の撮影を許可すること。

イ 当団体に撮影等の成果物を提出すること。

ウ 作品に当団体のクレジットを入れること。

エ 地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること。

オ 作品ポスター、サインその他グッズ等を当団体に提供すること。

以上